第4回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議事要約書

- 1 日時:令和5年10月27日(金)10時00分から11時15分
- 2 会場:鈴鹿市役所 本館 12 階 1201 会議室
- 3 出席者:

(景観審議会専門部会員)

岡本肇(会長),大野研(オンライン),木下誠一,森日出子 (欠席)

打田真介

(事務局)

都市計画課長 齋藤鎮伸

都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志

同グループ 鈴枝寛規,岩井佑樹

- 4 議題等:
- (1) 鈴鹿市景観計画の改定原案について
- (2) 鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドラインについて
- 5 傍聴の可否:可
- 6 傍 聴 者:0名
- 7 議事録署名人:大野委員,森委員
- 8 配布資料:第4回鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書 鈴鹿市景観計画(案) 鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン(案) 第4回鈴鹿市景観審議会専門部会 出席者名簿
- 9 審議会の内容(要約)

事務局 (課長)

定刻になりましたので、只今から第4回鈴鹿市景観審議会専門部会(以下「専門部会」といいます。)を開催します。本日の専門部会は、円滑な部会開催のため一部の委員がオンラインで参加していることを報告します。最初にお手元に配布した資料の確認をお願いします。

- 事項書
- 鈴鹿市景観計画 (案)
- ・ 鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン (案)
- ・出席者名簿の4点ですが、過不足等があったら事務局までお願いします。 それでは、本会議の議長は、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領 第5条第2項の規定により、岡本会長にお願いします。

なお,本専門部会は議事録作成のため,会議を録音します。それでは,岡本会長,議事進行をよろしくお願いします。

議長 (会長)

それでは規定により私が議長を務めます。本日は専門部会委員数5名中4名の委員に出席をいただき、過半数に達しているので、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第6条第2項の規定により、専門部会は成立していることを報告します。なお、本日の傍聴者はいません。

議事に先立ち,鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき,議事録署名人を2名指名します。本日の議事録署名人は大野委員と森委員になります。

それでは、お手元の事項書に基づき、議事を進めます。議題(1)鈴鹿市景観 計画の改定原案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題(1)鈴鹿市景観計画の改定原案について説明します。事前に お配りした資料の内容をスライドで説明しますが、一部、お手元の資料を確認し ていただく場所がありますので、その時はご案内させていただきます。

鈴鹿市景観計画が今年度末に計画期間満了を迎えることから,専門部会をこれまでに3回開催し、計画の改定について議論してきました。改定に際しては、改定の検討方針を定めることによって、その方向性を明らかにするとともに、改定の6つの柱を定め、この柱の内容に基づいて作業を進めてきました。その後、鈴鹿市景観計画の改定素案が完成したため、前回の第3回専門部会ではこの素案の内容に対して意見をいただきました。

続いて、第3回専門部会で出た主な意見とその対応について説明します。

1つ目の意見として、色の塗り替えの質問がありました。「塗り替えの際、壁面の50%までは届出不要とのことだが、塗替えを行わない残りの50%は基準内に収まっているのか」との質問に対して、「新築時にアクセント色の使用割合が10%以内であることを確認しているので、基準内であると考えています。」と回答しました。

2つ目の意見として、制度の実効性に関する質問がありました。「制度を知らずに色彩の変更をされてしまうことはないのか。無届で行為が行われた際に市が気付けるか疑問である。」との質問に対して、「無届で行為が行われる可能性があることは認識しています。色彩の変更は、市民が直接塗装業者へ依頼するケースが多いと思いますが、そこに対しての制度周知は十分でないと感じていますので、市報やホームページなどを通じて制度周知に努めます。」と回答しました。

3つ目の意見として、景観計画に違反する行為についての質問がありました。

「届出をせずに行為をした場合、特に悪質だった場合などに罰則はあるか。また 塗り直しをさせることは出来ないか。」との質問に対して、「色彩に関する遵守事 項が守られなかった場合、届出対象規模であれば、変更命令を行うことが出来ま す。それ以外は行政指導として対応していくことになります。」と回答しました。 以上が、素案に対して出た主な意見と回答です。

次に、景観計画の改定原案について説明します。改定原案は、第3回専門部会で出た意見を適宜反映させた素案の中に、総合計画 2031 の内容などの前回の会議では反映することが出来なかった内容、太陽光発電施設への対応、庁内検討委員会などの市役所内部の関係部署からの意見を入れ込み作成しています。

素案から変更のあった具体的な内容について説明します。

まず、景観計画の改定の趣旨についてです。原案P2の赤字箇所をご覧ください。こちらは、景観を取り巻く環境の変化を伝え、「なぜ景観計画を改定するのか」を市民に分かりやすく伝えるものになります。

続いて、上位計画・関連計画についての内容になります。原案 P11, 12 の赤字 箇所をご覧ください。鈴鹿市総合計画 2031 の内容が固まったことから、景観計 画にもその内容を反映しました。また、P15 をご覧ください。こちらは庁内から の意見を受け、鈴鹿市空家等対策計画の内容に修正を加えています。

続いて、太陽光発電施設への対応を計画に反映させた内容を説明します。こちらは、対応毎に説明を行います。まず、届出対象行為に「木竹の伐採」を追加することについてです。P39の赤字箇所をご覧ください。森林を伐採して設置する太陽光発電施設は自然的景観に大きな影響を与えることから、届出対象行為の一覧に「木竹の伐採」を追加し、「木を切る」という行為に対して行政指導を行えるようにしました。これに関連する事項として、P68をご覧ください。こちらは木竹の伐採を行う際の協議事項です。木竹の伐採を行う際は、この協議内容に適合するように、指導を行っていきます。なお、P70もこちらと同様の内容となっています。続いて、太陽光発電施設を設置する際の基準についてです。ページ前後しますが、P41をご覧ください。こちらは、太陽光発電施設の設置に際して、景観形成基準への適合を義務付けるものです。続いて P71、72をご覧ください。こちらは、太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準になります。届出対象行為に付随して、太陽光発電施設が設置される際は、この景観形成基準への適合が必要になります。以上が前回からの主な変更点になります。

なお、このほかにも、赤字で書かれたとおり、軽微な修正を行っています。 続いて、今後のスケジュールについて説明します。本日の会議での意見を踏ま え、適宜改定原案を修正し11月10日開催の景観審議会及び11月13日開催の 鈴鹿市議会全員協議会に対して、改定原案を報告します。その後、11月24日か ら12月25日の期間でパブリックコメントを実施し、計画に市民意見を反映させ ます。その後、1月下旬に専門部会に計画の最終案を提示した上で、2月中旬に 開催予定の景観審議会に対して、景観計画改定についての諮問を行い、答申をい ただきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

議長 (会長)

質問、意見ありましたら発言をお願いします。

木下委員

原案 P71,72 の太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準について,太陽光 発電施設,パネル,太陽光パネルという文言が出てくるが,使い分けはあるか。

事務局

太陽光発電施設というのは,躯体から太陽光パネルまでの一体となっている施設全体を指しています。パネルと太陽光パネルは同じものを意味しますので,文言を統一します。

議長 (会長)

総合計画 2031 の将来都市像に「DX で未来を拓く」とあるが、改定景観計画の中に DX という文言はあるか。

事務局

国の動向等からも DX を活用して地域の活性化を図る流れがある中,総合計画 2031 にも「ひとがつながり DX で未来を拓く #最高に住みやすいまち鈴鹿」という将来都市像を掲げる予定です。庁内の意見からも、景観において DX が強く求められることがなかったことから、景観計画においては DX という文言は使用していません。

木下委員

DX という文言に注釈を付けた方が分かりやすくなると思う。

事務局

対応します。

大野委員

原案 P75 の「5 新しい景観の創造」の内容は良い項目なので強調した方がい

い。また DX の推進に付随してアンテナ等が今後増加していくことはないか。

事務局

10mを超えるようなアンテナは、届出対象行為としています。これらの施設が設置される場合にも、色や圧迫感の軽減等について協議を行い、景観に配慮した施設の設置を促していきます。

議長 (会長)

意見が出尽くしたようですので、次の議題に進みます。議題(2)太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドラインについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議題(2)太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドラインについて説明します。

まず,前回の振返りをします。今回の景観計画の改定に際して,太陽光発電施設への対応は,3つの案を考えていると説明してきました。具体的には,①景観法に基づく届出対象行為に「木竹の伐採」を追加する②太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを新設する③届出の際の景観協議にガイドラインの内容に準じた内容を追加する,というものでした。議題(2)では,前回からのガイドラインの変更内容について説明します。

続いて、前回の専門部会で出た主な意見と対応について説明します。

1つ目の意見として、「山間(やまあい)にパネルが設置されているイラストについて、山間に設置するのが良いことだ、と誤解を招く可能性がある。」との意見に対して、ガイドラインに記載の文章で、十分に趣旨が理解できることから、イラストを削除しました。

2つ目の意見として、「施設の高さが3m以下とあり、3mは高いように感じるが、この数値の根拠はあるか。」との意見に対して、「他自治体の基準値を参照しました。」と回答しました。第3回専門部会後、市内の施設高さの調査を行い、市内のほとんどの施設が2m以下であったため、基準を2m以下に変更しました。

3つ目の意見として、「今後営農型の太陽光発電施設も増加する可能性があるので、通常の施設と営農型の施設とで基準を分けてもいいと思う」との意見がありました。営農型の太陽発電施設については、農林水産省の通知において、施設基準として2m以上を確保することが記載されており、また、生産する農作物の種類によっても必要な高さが異なることから、事務局としても通常のものと基準を分けることが適切だと判断し、営農型については営農に支障がない範囲で高さ

を抑えるという基準を設けました。

4つ目の意見として、「太陽光発電事業が一般に浸透して 20 年ほど経過するが、施設の廃棄等で実際に困ったケースはあるか」との質問に対して、「今のところ表面化はしていませんが、課題認識はしています。景観としてできることは限定されますが、関係部署と連携しながら、適切な施設廃棄を促していきます」と回答しました。平成 31 年 1 月時点ですが 8 割を超える事業者が廃棄費用を積み立てていないとのことも明らかになっています。施設の不法投棄などは良好な景観に大きな影響を与えることから、景観サイドとしても太陽光発電の動向は注視していきたいと思います。

続いて、ガイドラインの主な変更点について説明します。主な変更点は2点で、 高さ基準の変更と山間に設置された太陽光のイメージ図の削除です。高さの基準 については、ガイドライン3ページをご覧ください。市内の太陽光発電施設の設 置状況を調査し、市内のほとんどの施設が2mに収まっていたことから、高さの 基準を3m以下から2m以下に変更すると共に、共通事項としての基準から、地 上に設置する場合の基準に変更しました。

また営農型の施設については、2mの基準を外し、営農に支障のない範囲で低くするとしました。

山間に設置された太陽光発電施設のイメージ図については,ガイドラインに記載の文章で趣旨が理解できること,山間にパネルを設置することが良いことである様な誤解を与えかねないこと等の理由から,イメージ図を削除しました。このほかにも赤字箇所のとおり,タイトルの修正や年号の表記方法等の軽微な修正を行っております。

なお、対応③で示した景観協議において、届出のあった行為がガイドラインの 内容に適合しているかの確認を行い、実効性を確保していきたいと考えています。 説明は以上です。

議長 (委員長)

質問、意見があったら発言お願いします。

森委員

ガイドライン中に,「○好ましい例」と「○好ましくない例」との表記があるが,視覚的に混乱を生じる可能性があるので,標記の方法を再考されたい。

事務局

記号の「○」を削除します。

議長 (委員長)

×と記載するのはどうか。

事務局

好ましくない、という文言を使っているので、削除の方向で考えましたが、本 ガイドラインが行政の思いを視覚化したものであり、視覚的にわかりやすくなる ので「○好ましい例」「×好ましくない例」に変更します。

木下委員

ガイドラインの位置付けについて、景観計画に記載された内容を、図などを用いて視覚的にわかりやすくしたものという認識で良いか。

事務局

御認識のとおりです。文章だけだと、行政と読み手の考えに齟齬が生じる可能性があり、図などを用いることにより双方の考えを統一できるように作成するものになります。

木下委員

このほかにも景観に関するガイドラインがあったと思うが、そこへ追加することは考えていないのか。

事務局

届出に際し,事業者等が景観に配慮した設計を行う時の手引書として,鈴鹿市 景観設計の手引きを作成しています。なお,今回のガイドラインについては,太 陽光発電施設が世間の話題となっており,今後状況に応じて改定の必要性が生じ る可能性があることから,別建てにしようと考えています。

木下委員

いくつもガイドラインがあると、どれを見たらいいか分からなくなる、という 状況が起こりうるため、将来的に統合することも検討していってほしい。

事務局

今後の検討事項とさせていただきます。

議長 (委員長)

景観計画をホームページに掲載する際、ガイドラインのリンクを張る等の対応

は可能か。

事務局

技術的には可能です。市民や事業者に分かりやすくなるように, いただいた意見を参考にし, 総合的なバランスを取りながら対応したいと思います。

議長 (委員長)

セットバックの基準を示した図だけではなく,高さの基準を示した図にも人物 のイラストを入れた方が分かりやすくなるのではないか。

事務局

今回の景観計画の改定については委託を行わず作業を行っていることもあり、 事務局で対応可能であれば修正します。

議長 (委員長)

意見出尽くしたようなので、本日の意見を踏まえて事務局には改定作業を進めてもらうこととします。以上で本日の議事は終了したので、進行を事務局へ返します。

幹事 (課長)

岡本会長ありがとうございました。今後については、本日いただいた意見を踏まえて素案を修正し、11月10日の景観審議会に報告します。これを持ちまして、本日の専門部会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり,第4回鈴鹿市景観審議会専門部会の議事の経過及びその結果 を明確にするためにこの議事録を作成し,議事録署名人2名が署名する

署名人 大野 研【原本は自署】

署名人 森 日出子【原本は自署】